

## 新型コロナウイルスワクチン接種に関する提言

新型コロナウイルスワクチンの接種については、国は、改正予防接種法に基づき、本年2月下旬にも医療従事者を対象に接種を開始した後、高齢者、基礎疾患を有する者、その他の全国民を対象に順次実施するとしている。

都市自治体においては、新型コロナウイルス感染症が住民の命と健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、ワクチン接種の安全かつスピーディーな実施に向けて全力で取り組んでいるところである。

しかしながら、今回のワクチンについては、国内でも前例のないワクチンであり、その特性上、アナフィラキシーショック等の副反応が生じた際の対応や、感染防止策を講じながら全住民を対象に接種する必要があるなど、様々な課題が生じており、都市自治体は、地域の医療機関との調整をはじめ、限られた医療資源の中でスピーディーな体制を構築していくことに大変苦慮している。

については、国において、国民へのワクチン接種が安全かつ円滑に実施できるよう、下記の事項について特段の措置を講じられたい。

### 記

#### 1. ワクチン接種に要する経費に対する財政措置について

ワクチン接種の実施に向けて、都市自治体が計上する①人件費、システム改修費、印刷・郵送経費等の準備に要する事業費、②集団接種を実施する場合の医師確保のための経費及び看護師等の医療従事者や受付・誘導等の人員確保に要する人件費、会場使用料、接種に係る器具等の確保・処理に要する費用等について、国が示すワクチン接種単価等では過不足を生じることが懸念されるため、都市自治体の負担が生じないよう財政措置を講じること。

#### 2. 都市自治体と医療機関等の円滑な連携に必要な支援策について

ワクチン接種の実施については、多くの都市自治体において医療機関における個別接種と集団接種の併用が検討されているが、都市自治体の規模

によっては集団接種による接種率に限りがあることから、診療所等による個別接種に多くの割合を依存せざるを得ない状況である。

しかしながら、診療所等においては、①三密を避けるためワクチン接種日は一般患者については休診にせざるを得ないことによる経済的負担が大きい、②アナフィラキシーショック等が生じた際の緊急対応に懸念がある、③ワクチン接種後の経過観察に多くの時間とスタッフを要する等の理由により、個別接種に参入することが困難とする地域が多数である。

すなわち、今回のワクチン接種に当たっては、個別接種及び集団接種いずれにおいても、診療所等の協力無くしてはスピード感をもってワクチン接種を進めることができないばかりか、混乱を来すことが懸念される。

よって、通常診療への影響等を考慮した協力金などにより、都市自治体が地域の実情に応じたワクチン接種体制が構築できるよう財政支援策を講じること。

### 3. ワクチンの接種体制の確保に必要な情報提供について

実施主体となる都市自治体がワクチンの接種体制の確保を円滑に進められるよう、都道府県・市町村・医療機関等の諸般にわたる調整に必要な不可欠な具体的な情報について、国から迅速かつきめ細かに提供すること。

特に、ワクチンの供給時期及び供給量や接種の実施期間等については、都市自治体のワクチン接種計画の策定に必須であることから、早急に示すこと。

また、地域によって実情が異なることから、国において都市自治体に技術的助言を行うヘルプデスク等を設置すること。

### 4. 国民への周知について

今回のワクチン接種については、国内で前例のない種類のワクチンを取り扱い、全国民を対象としていることから、国民の安全を第一に、すべての自治体において無理なく適切な接種体制を確保できるよう、必要な措置を講じること。

特に、国において、国民が接種を受ける際に必要な安全性・有効性、副反応のリスク等に関する情報を十分に周知するとともに、接種後の副反応疑

い等に係る専門性の高い相談等に対応する国のコールセンター等の一元的な相談窓口を設置すること。

## 5. 広域的な体制整備への支援について

基幹病院となる医療機関がない、あるいは医師等が不足していることにより、ワクチン接種の実施が困難な地域があることから、広域的な医療従事者の派遣体制を整備するなど、必要な支援策を講じること。

## 6. その他

(1) 予診票については、住民が内容を記入したうえで接種会場に持参することが、3密等の感染防止策及び円滑な接種に資することから、クーポン券の郵送の際に同封できるよう、可能な限り早期に様式を示すこと。

また、住民にとってわかりやすい接種に係るリーフレット等についても同封できるよう、早期に様式を示すこと。

(2) 都市自治体が集団接種会場を設ける場合、診療所の開設に係る手続きを要するが、短期間で会場確保、物品手配等、多くの事務が発生するため、特例的に手続きを簡素化する措置を講じること。

令和3年1月27日

全 国 市 長 会